

気象海象情報提供業務契約書

公益社団法人関東小型船安全協会（以下、「甲」という。）と一般財団法人日本気象協会（以下、「乙」という。）は、乙が甲に気象情報を提供する業務（以下、「本業務」という。）について、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、乙が、甲が運営する会員制webサイトに対して気象海象情報を提供することを目的とする。提供する気象海象情報は、別に定める仕様書によるものとする。

（許諾事項）

第2条 乙は、甲の責任において乙が提供した気象情報を会員が閲覧することに許諾するものとする。

（対価）

第3条 甲は、本業務の対価として、月額金84,000円（内消費税及び地方消費税相当額金4,000円）を乙の請求に基づき乙に支払うものとする。ただし、2011年4月分は55,650円（内消費税及び地方消費税相当額金2,650円）とする。

（請求及び支払い）

第4条 乙は、甲に対し年度末に前条に定めた料金年額979,650円を一括して書面にて請求するものとする。以後の年度は、1,008,000円を請求するものとする。

2 甲は、請求のあった日の属する月の翌月末日までに前項の請求金額を乙の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。

3 乙は、甲の帰すべき事由により前項の支払期限を経過しても支払いがない場合は、支払期日の翌日を起算日として支払われた日までの遅延利息を年6%の利率で請求できるものとする。

（契約期間）

第5条 本契約期間は、平成23年4月11日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了日前1ヶ月までに相手方に文書にて異議の申し出をしない限り、本契約は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

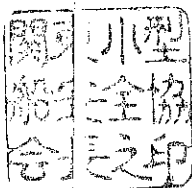
（契約の変更）

第6条 契約期間中において、契約内容に変更が必要になったときは、甲、乙双方が協議し、変更することができる。

（契約の解除）

第7条 甲及び乙は、相手方に対して1ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 甲又は乙が本契約に基づく債務を履行せず、相手方からの相当の期間を定めた催告を



受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないときは、本契約を解除できるものとする。

- 3 甲又は乙は、前各項により相手方から本契約の全部又は一部が解除された場合は、相手方に対し負担する一切の金銭債務の期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。

(著作権の帰属)

第8条 乙の提供する気象情報及びプログラム等について著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利）が発生するときは、その著作権は、乙に帰属するものとする。

- 2 乙は、著作権法第63条の定めに基づき、前項に定める著作物の利用を甲に許諾することができる。なお、許諾に係る利用方法及び条件の範囲は甲乙協議の上、別途書面に定めるものとする。

(本業務の運用)

第9条 乙は、本業務について、善良な管理者の注意をもって業務を誠実に遂行するものとする。

- 2 乙は、本業務に支障をきたすシステム障害が発生したときは、速やかに復旧に努めるものとする。ただし甲の設備に関する支障についてはこの限りではない。
- 3 本業務に係るシステムの保守等で本業務が中断することが予想された場合、乙は、甲に対して事前に連絡するものとする。

(免責事項)

第10条 乙は、甲が本業務を利用することにより知り得た情報等に起因して生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。

- 2 本業務が不可抗力（天災、火災、擾乱、内乱等）、第一種電気通信事業者による障害及び乙の責に帰するものではない事由により不履行になった場合は、乙は補償の責を負わないものとする。

(損害賠償)

第11条 甲は、乙の責に帰す契約不履行により現実に損害が発生した場合には、乙に対して損害賠償を請求できるものとする。

- 2 乙の損害賠償責任範囲は、第2条第1項に定める対価の6ヶ月相当分を限度とする。

(権利・義務の譲渡)

第12条 甲及び乙は、本契約及び本契約上の権利、義務を第三者に譲渡又は移転することはできないものとする。

(保証範囲)

第13条 乙は、本業務に関し、第三者の所有権、著作権、産業財産権及び一切の権利に侵害しないことを保証する。

- 2 甲に対し第三者の所有権、著作権及びその他の権利の侵害を理由とした苦情、紛争

並びに訴訟が発生した場合、乙は乙の責任において解決にあたるものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本契約の履行にあたり知り得た技術上及び営業上の機密を、本契約有効期間中及び契約期間終了後も第三者に開示又は漏洩しないものとする。ただし、事前に相手方の文書による承認のある場合及び甲、乙の責によらず公知となった場合を除く。

(合意管轄)

第15条 甲及び乙は、本契約に関連して発生した一切の紛争につき、横浜地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

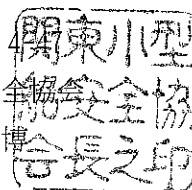
(誠実協議)

第16条 本契約に定めのない事項が生じた場合及び本契約の各条項の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙誠実に協議の上その解決を図るものとする。

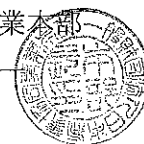
本契約締結の証として、甲及び乙は本契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年4月10日

甲) 神奈川県横浜市中区太田町4丁目1番1号
公益社団法人関東小型船安全協会
会長 黒川 暁博



乙) 東京都豊島区東池袋3丁目1-1
一般財団法人日本気象協会事業本部
本部長 嶋 健一



仕 様 書

本仕様書は、公益社団法人関東小型船安全協会（以下「甲」という。）と、一般財団法人日本気象協会（以下「乙」という。）との間で締結する気象海象情報提供に関して、次のとおり仕様を定める。

1. 業務の目的

乙は、甲に対して本書に定める気象海象情報を提供し、甲は下記に掲げる会員制 Web サイトで利用するものとする。ただし、利用は会員に限るものとする。

2. パスワードの管理

甲は、パスワードの管理を厳重に行うように会員に周知徹底するものとする。

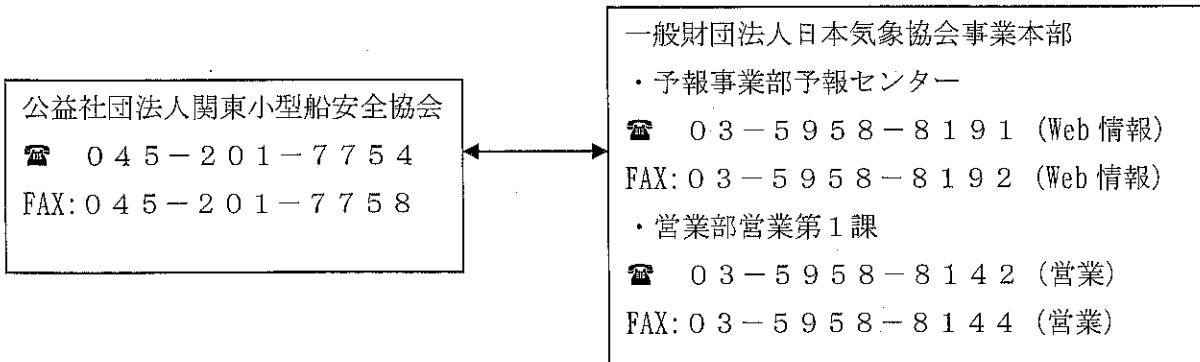
乙は、半年毎にパスワードを更新することとする。

3. 提供情報の内容

乙が甲に提供する気象情報の内容は以下のとおりとする。

- ① 港湾天気予報（全国）
- ② 波浪ポイント予測（全国）

4. 障害時の連絡体制



5. お問い合わせについて

乙は、甲の会員からのお問い合わせについては一切対応しないものとする。

6. その他本書の仕様に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙が協議して定めるものとする。

